



平成27年3月19日
岡山市消費生活センター

**友人からの紹介でもきっぱり断って！
強引なマルチ商法に注意！**

事例：

学生時代の友人に「簡単に儲かるいい話がある」と誘われ、説明会に参加した。そこで「友達を誘って組織に入会させ、商品を売ればマージンが入る」といとも簡単に利益を得られるかのようにしつこく勧誘され、仕方なく契約した。その後、友だちを誘ってみたが、入会してもらえず、商品の在庫が大量に残ってしまった。



★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- ・ 楽をして儲かる話などそう簡単ではありません。誰でも成功するものではないので、冷静に考えることが大事です。
- ・ 友人やSNSで知り合った人などから勧誘され、他人に紹介し商品購入につながればマージンが得られるといった販売方法です。
- ・ 友人からの誘いであっても必要のない場合はきっぱりと断りましょう。また、友人を勧誘することによりその人との関係を壊してしまうおそれもあります。
- ・ 消費者金融などで借金をさせて支払わせるケースも見られますが、安易に借金すると多重債務などに陥る危険性があります。
- ・ 少しでもおかしいなと感じたら、消費生活センターに相談しましょう。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時